

平成 30 年度岩手県立大学雇用創出研究事業 公募要領

【受付期間】

平成 30 年 4 月 27 日（金）～平成 30 年 5 月 31 日（木）17 時（必着）

【提出先】

〒020-0611 滝沢市巣子 152 番地 89
公立大学法人岩手県立大学 研究・地域連携室

【提出方法】

郵送又は持参

【問い合わせ先】

公立大学法人岩手県立大学 研究・地域連携室
電話番号 019-694-3330

平成 30 年 4 月

公立大学法人岩手県立大学

平成 30 年度岩手県立大学雇用創出研究事業公募要領

1 事業の概要

(1) 目的

岩手県立大学が有する ICT 等に関する知見を活用した企業等との共同研究を推進することにより、企業等の実用化に向けた研究開発を加速させるとともに、企業間や産学官の連携を促進し、地域産業の活性化等による、雇用創出、若者定着を図ることを目的としています。

(2) 事業の対象範囲

岩手県立大学の ICT 等に関する知見を活用し、製品化・事業化等に結びつく研究開発を対象としていますので、基礎研究や調査等の蓄積があることが前提となります。

対象となるのは、応用研究から実用化研究段階のステージにあり、本事業の終了後に事業化を目指す研究開発です。

(3) 研究開発課題の募集分野

岩手県立大学との共同研究により取り組む応用研究から実用化研究までの段階にある次の分野のいずれかに該当する研究開発で、地域産業の活性化等により雇用創出、若者定着に資するものを対象とします。

- ① 看護・福祉、環境、一次産業、観光分野などにおける地域課題を ICT 活用により解決する研究開発
- ② ICT 活用によるものづくりの効率化、ICT 機器、システムの新規開発・高性能化を図る研究開発
- ③ 次世代モビリティに関する ICT を活用したシステム等の研究開発
- ④ 滝沢市 IPU イノベーションセンター入居企業と共同で取り組む研究開発
- ⑤ 岩手県立大学いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター（以下「i-MOS」という。）設備を活用し、取り組む研究開発

(4) 提案者の資格

次に掲げるいずれかの者とします。

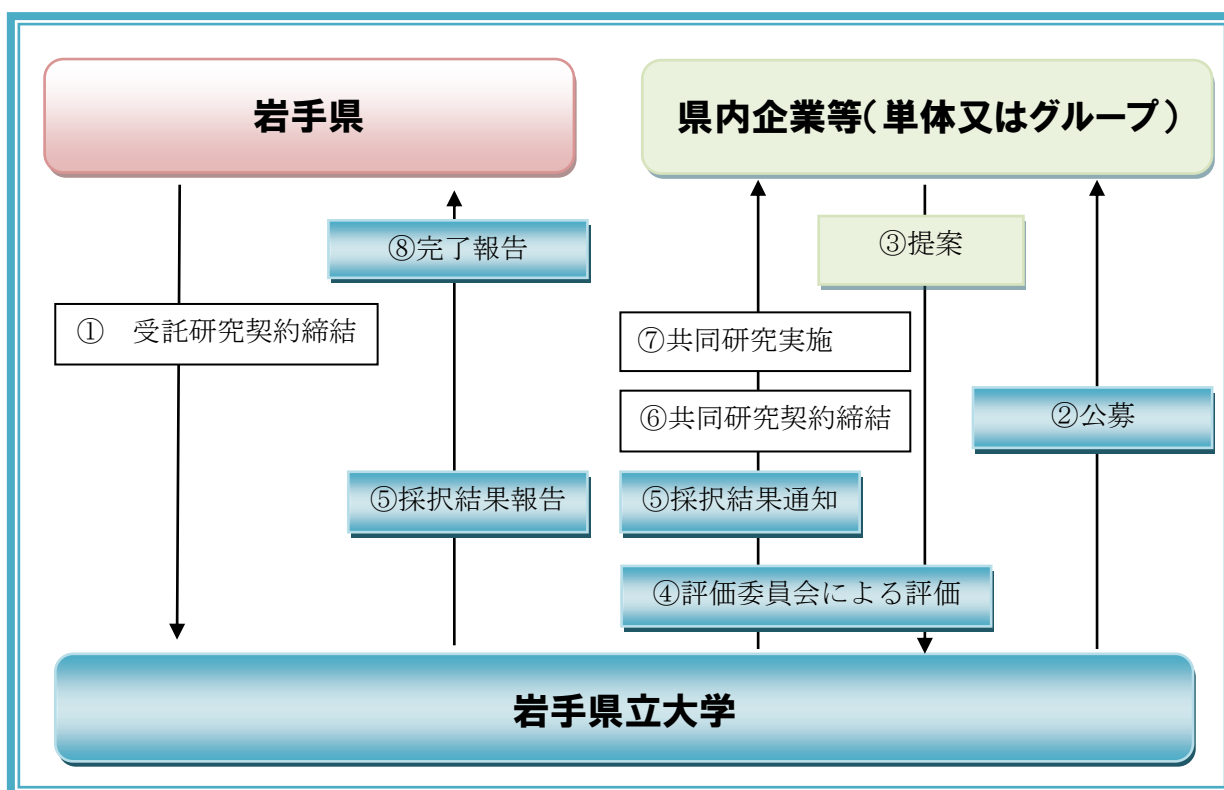
- ① 岩手県内に本店、支店、営業所等の事業拠点を有し、主として当該拠点において研究開発を実施する中小企業（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する会社）、農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人）、社会福祉法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人）
- ② 滝沢市 IPU イノベーションセンター入居企業
- ③ ①、②のいずれか又は両方で構成する研究開発グループの代表者

(5) 岩手県立大学への提案

提案にあたっては、共同研究の実施を予定している岩手県立大学に所属する研究者（教授、准教授、講師、助教又は助手）と内容を調整した上で提案願います。岩手県立大学に所属する研究者が未定の場合は、提案内容をお聞きし、学内でマッチングを行いますので、事前にご相談願います。なお、研究者とのマッチングが成立しない場合は、提案できませんのでご了承願います。

提案できる件数は1件とし、単独で提案をされた方は、研究開発グループの代表者として提案することは出来ません。

【事業スキーム（事業の仕組）】



(6) 研究開発期間

事業実施年度の年度末の範囲内で別途定める期間

(7) 研究開発費及び採択予定数

①研究開発費 1 研究開発課題あたり 5,000 千円以内

②採択予定数 2 件程度

(8) 対象経費

- ア 機械装置設備費（性質又は形状を変えずに長期間の使用に耐える物品で取得価格が3万円以上のもの。）
- イ 人件費
 - ・ 研究員人件費（提案者（研究開発グループについては構成員も含む。）に所属する研究員に限る。）
 - ・ 研究補助員人件費（アルバイト、パートに限る。）
 - ・ ポストドクター等の非常勤助手の人件費（提案された研究開発に従事する者に限る。）
- ウ 謝金
- エ 消耗品・原材料費
- オ 光熱水費
- カ 旅費
- キ 報告書作成費
- ク 通信・運搬費
- ケ 使用料・賃貸料
- コ 試作モデル作成費
- サ 外注費
- シ その他必要と認められる経費
- ス 消費税及び地方消費税

※ 採択した研究開発課題については、契約締結前に計画内容や研究費等の調整をさせていただく場合があります。

2 応募手続

(1) 受付期間・提出先等

受付期間：平成30年4月27日（金）～平成30年5月31日（木）17：00 必着

提出先：公立大学法人岩手県立大学 研究・地域連携室

（〒020-0611 滝沢市巣子 152 番地 89）

提出方法：郵送又は直接持参

(2) 必要書類・部数

ア 研究開発課題提案書（様式第1号） : 1部

イ 研究開発課題提案書の内容が入力されたCD-R : 1枚

ウ 企業等の会社概要（パンフレット等） : 1部

<提案書類の取りまとめ方法>

原則として片面印刷、ダブルクリップ留め

(3) その他留意事項

ア ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けません。

イ 提出いただく提案書等は、研究開発課題選定以外の目的には使用せず、提案内容についての秘密は厳守いたします。

ウ 提出書類は返却いたしません。また、提案者の都合による提案後の修正や資料等の追加はお断りします。

3 研究開発課題の選定

(1) 選定方法

提案を受けた課題について、次のとおり評価を行います。

項目	内容	時期
書類審査	事業目的への適合性や制度要件への合致性の書類審査	公募終了後
評価委員会評価	選抜された提案課題を対象に総合的な評価（提案者プレゼンを実施）	6月8日（金）
採択課題の決定	評価委員会の評価結果に基づき、岩手県立大学が採択課題を決定	6月上旬

※評価委員会でのプレゼン時間については、6月5日（火）までに連絡担当者に連絡しますので、6月8日（金）の午後（13：00～17：00）の代表者のスケジュールを予め調整しておいてください。

(2) 評価基準

上記選定方法の評価基準は、次のとおりです。

項目	評価基準
書類審査	(1) 事業目的への適合性 県内高等教育機関新卒者の県内事業所への新規雇用（研究開発課題単位、事業実施年度の翌年度～2年度後までの間の新規雇用の有無） ※県内高等教育機関：一関工業高等専門学校、県内の短期大学、大学 ※新卒者：採用年度から概ね採用年度の3年度前までに県内高等教育機関を卒業した者 (2) 制度要件への合致性 ア 提案者資格 イ 岩手県立大学との共同研究の実施
評価委員会評価	(1) 新規性・優位性 (2) 対象とする市場の明確さ (3) 目標の実現可能性 (4) 主体性、共同研究の必要性 (5) 期待される成果の妥当性 (6) 本県の産業振興への寄与度 (7) 雇用の見込み

4 知的財産権の取扱

研究開発の過程で生じた知的財産権の帰属については、岩手県及び岩手県立大学、提案者の協議により決定するものとします。

5 事業終了後の調査への協力

研究開発課題が採択された提案者については、研究開発終了後も一定期間、新卒者の雇用（予定）数、事業化の状況等についての調査にご協力をいただきます。

6 公募に関する問い合わせ先

公立大学法人岩手県立大学 研究・地域連携室

〒020-0611 滝沢市巣子 152 番地 89

TEL 019-694-3330（直通）

メール re-coop@ml.iwate-pu.ac.jp